余裕期間制度（発注者指定方式）に関するＱ＆Ａ

（基本事項）

Q1．発注者指定方式を適用する工事はどのような工事ですか？

A1．受注者が建設資機材や労働者等を確保できるようにすることで、効率的な工事実施が図れる工事を対象に適用します。（供用開始等に影響を及ぼす恐れのある工事を除く。）

Q2．余裕期間（日数）の設定ルールは？

A2．工事の規模や内容を考慮の上、９０日以内で、想定される必要な期間を設定しますが、補正予算による年度末の発注や年度当初の発注時など、工事の発注が集中する時期については、余裕期間を長く設定する場合があります。

（入札・契約）

Q3．前払いの請求はいつから出来ますか？

A3．請負契約締結後（保証会社との契約後）から請求可能です。

（余裕期間内での行為）

Q4．余裕期間内で可能な行為はどのようなものですか？

A4．現場に搬入しない資機材の準備および労働者の手配などの準備行為は可能です。現場代理人および監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事の着手とみなされる行為は認められません。

（認められない行為の例）

・工場製作（元請として技術的な管理を必要としない、機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く。）

・測量（元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可）

・資機材や重機の現場への搬入

・仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

（配置予定技術者等）

Q5．監理技術者等や現場代理人はいつまでに決定（配置）する必要がありますか？

A5．工事の始期日までに決定し、現場代理人等通知書を提出願います。

Q6．余裕期間内であれば、監理技術者等の変更は認められますか？

A6．監理技術者等については、入札時の資格審査資料で配置予定技術者として複数人申請していれば、申請した技術者の中から選択して配置することが出来ます。一人しか申請していない場合については、余裕期間内であっても他の技術者に変更することは出来ません（同等以上の技術者でも不可）。監理技術者等の変更が想定される場合には、入札時の資格審査資料提出時に複数の技術者をあらかじめ申請（加点は最も評価の低い技術者の点数となります）してください。

Q7．余裕期間内であれば、現場代理人の変更は認められますか？

A7．現場代理人については、資格審査資料提出時の申請者と異なった人を配置することは可能です。また工事着手後であっても通常の工事と同様に交代（変更）は可能です。